

大館能代空港団体旅行利用促進事業費補助金交付制度の概要

- 1 趣 旨 大館能代空港の利用促進を図るため、大館能代空港発着便を利用した団体旅行を募集並びに受注又は手配する国内旅行社に対し、補助金を交付する。
- 2 対 象 者 旅行業法に基づく旅行業の登録を受けた者の日本国内の事業所
- 3 対象事業 大館能代空港発着便を利用した旅行商品で、有償搭乗者が5名以上の団体旅行。 包括団体旅行運賃その他協議会が認める団体利用に限る。 有償搭乗者には、無償航空券利用者及び添乗員を含まない。 他の大館能代空港利用促進協議会の補助制度との併用はできない。
- 4 交付金額等（有償搭乗者1人あたり）

区 分	事 業 内 容
国内定期便	片道利用 2,000 円/人 往復利用の場合、それぞれの便の交付金額の合算額とする。 補助対象事業が複数年度にわたる場合は、当該対象事業の完了が確認された年度の補助対象とする。 12月1日から2月末日までの搭乗分については、1人あたり片道1,000円を加算する。
チャーター便	片道利用 1,000 円/人 国際チャーター便も同様とする。

5 申請書提出時期

対象事業の催行1か月前までに提出する。ただし、総会前に催行する対象事業については、事前に協議会へ相談があり、会長が適当と認めた場合に限り対象とする。

予算額に達した場合は受付を終了する。

申請順に交付決定を行う。

6 必要書類

(1) 交付申請時

交付申請書

旅行行程表又は旅行商品パンフレット

(2) 実績報告時

実績報告書

搭乗者名簿

旅行会社が発行する搭乗実績証明書等

7 申請先

大館能代空港利用促進協議会 事務局

大館市 観光交流スポーツ部 交流推進課 交流推進係

〒017-8555 大館市字中城 2 0 番地 (大館市役所 本庁舎 3 階)